

平成 31 年 4 月 15 日

滋賀県議会議長 様

会派名 日本共産党滋賀県議会議員団

代表者 節木 三千代



平成 30 年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 1 項 (第 2 項) に基づき、
別紙 1 および別紙 2 のとおり平成 30 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙1

平成30年度政務活動費収支報告書

会派名 日本共産党滋賀県議会議員団

1 収入

政務活動費 5,400,013 円 (利息 13 円含む)

2 支出

(単位：円)

経費	支出額	備考
調査研究費	0円	
研修費	0円	
広聴広報費	4,646,734円	
要請陳情等活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	54,720円	
事務費	319,882円	
人件費	0円	
合計	5,021,336円	

3 残余

378,677 円

4 主な支出内容

別紙2のとおり

別紙2

経 費	主 な 事 業 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務費 (通信費) 	<p>議員団控室 電話代使用料 90,414 円</p> <p>通信費 (F A X 通信)</p> <p>コピー機 カウンター 81,910 円</p> <p>インターネット配信・メンテナンス・ホームページ開設などの維持管理等 1年間 28,326 円</p> <p>複合機リース代 月 9936 円×12 か月分 119,232 円</p> <p>毎議会ごとに必要な資料作成や説明資料などで印刷することが多く、A4 サイズのものまでは議会控室にて印刷する。質問項目など各議員の質問日など資料を作成しお知らせしている。また、行動や議会の報告に関連し情報を早くお知らせするなど、県民に情報を早くお届けするよう努めた。</p>

注1 「経費」欄には、滋賀県政務活動費の交付に関する条例別表第2の左欄の経費（「調査研究費」、「研修費」、「広聴広報費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務費」、「事務所費」または「人件費」）を記載すること。

2 「主な事業内容」の欄には、政務活動費の使途内容を具体的に記載すること。